

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月9日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ 日経225 ETF

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月8日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年2月13日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原有価証券届出書」といいます。）の内容の一部に変更がありましたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

原有価証券届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

申込不可日

<訂正前>

委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日
2. ~ 7. （省略）

<訂正後>

委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前および前営業日
2. ~ 7. （省略）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して日経225の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a. 受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、小口による設定・解約は行えないとしていることからこれに代わる換金手段として、取引所により流通市場を提供するものです。

ファンドの受益権は、いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は、10口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

b. ~c. (省略)

商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。

なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

商品分類表 (省略)

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	日経225 TOPIX その他

[商品分類における定義] (省略)

[属性区分における定義]

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	日経225	対象インデックスによる属性は、日経225です。

商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

< 訂正後 >

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して日経225の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a. 受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、小口による設定・解約は行えないとしていることからこれに代わる換金手段として、取引所により流通市場を提供するものです。

ファンドの受益権は、いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問合わせください。

b. ~c.（省略）

ファンドは株式の貸付を行う場合があります。その場合、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。

なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

商品分類表（省略）

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回	欧州	日経225
債券	(隔月)	アジア	
一般	年12回	オセアニア	
公債	(毎月)	中南米	TOPIX
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東	
クレジット属性		(中東)	
不動産投信		エマージング	その他
その他資産			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

[商品分類における定義]（省略）

[属性区分における定義]

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	日経225	対象インデックスによる属性は、日経225です。

商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成13年9月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成13年9月5日 東京証券取引所第1部へ上場
平成25年11月9日 「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」へ名称を変更

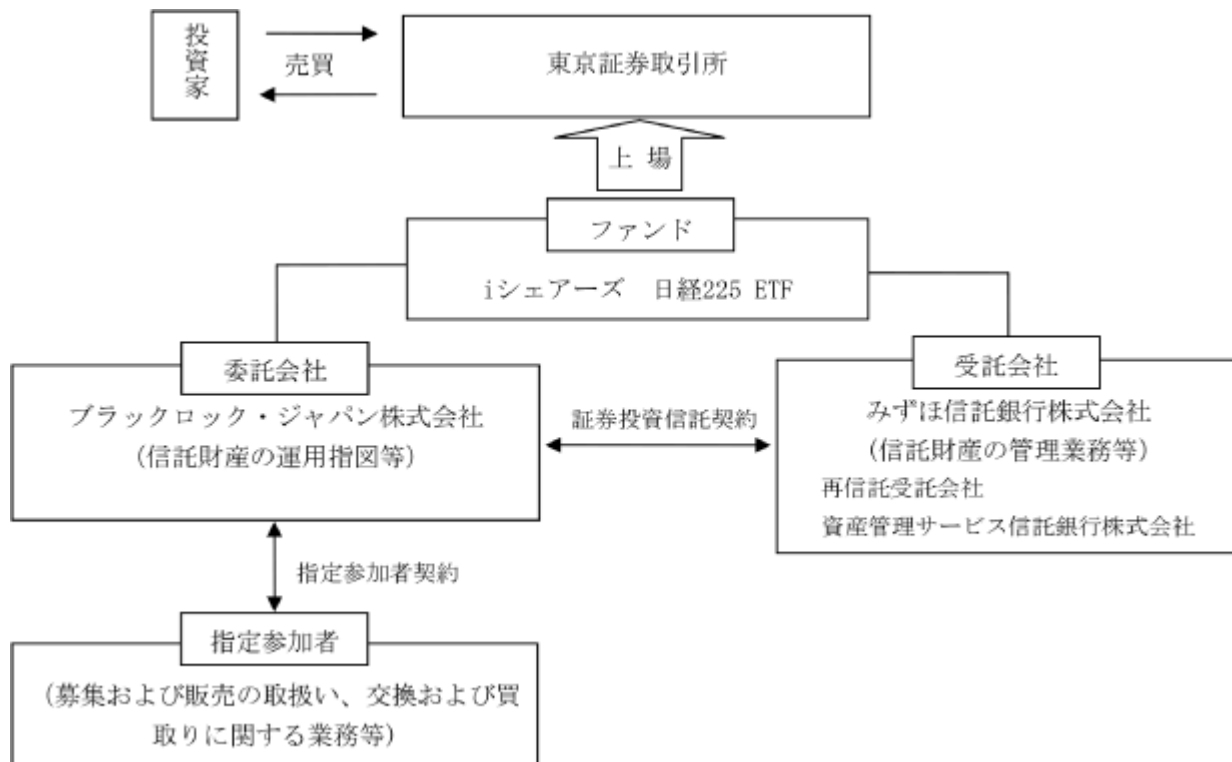
<訂正後>

平成13年9月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成13年9月5日 東京証券取引所第1部へ上場
平成25年11月9日 「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」へ名称を変更
平成26年5月10日 計算期間を毎年2月10日から8月9日までおよび8月10日から翌年2月9日までとし、決算頻度を年1回から年2回へ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

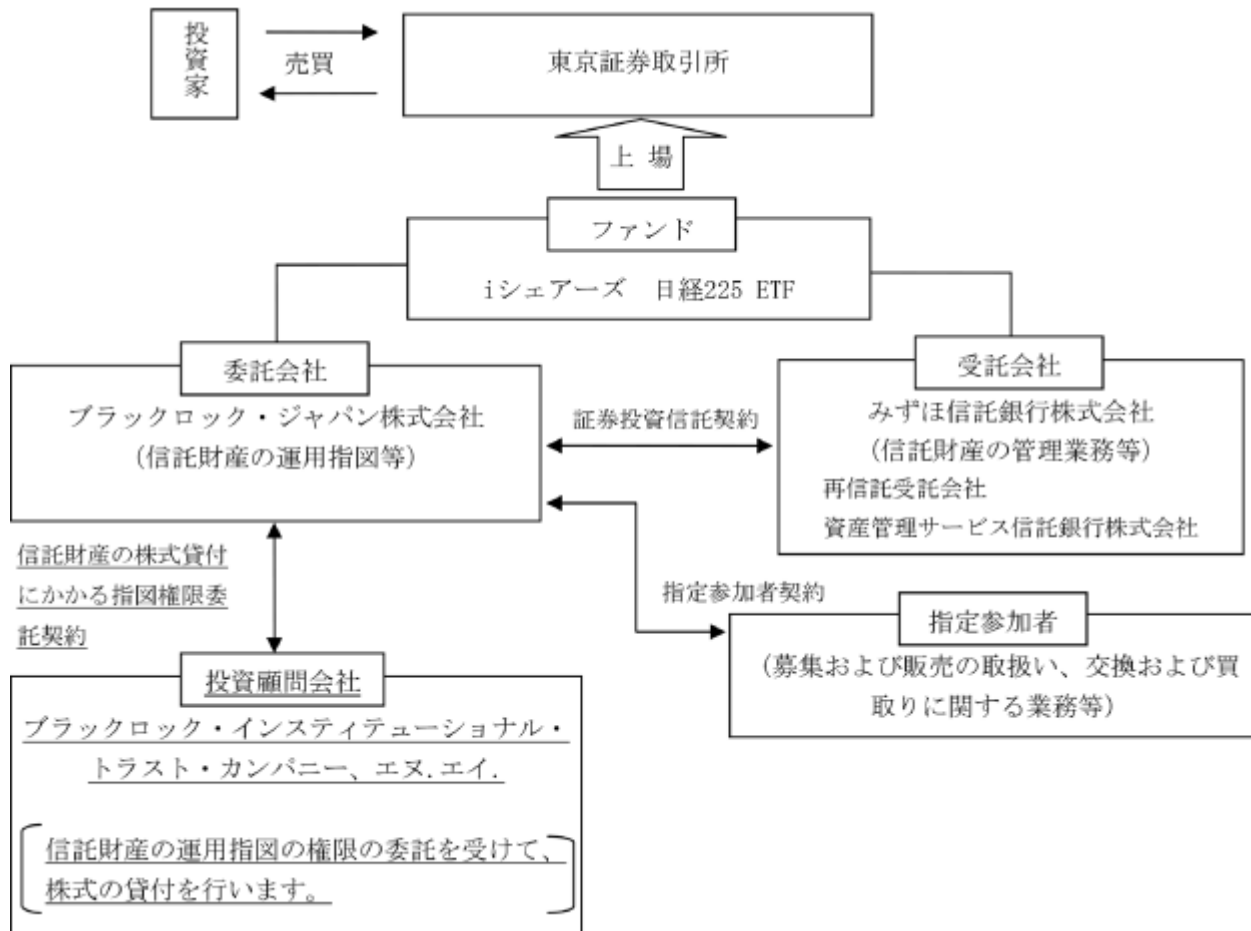
<訂正前>



a．証券投資信託契約（省略）

b．指定参加者契約（省略）

<訂正後>



a. 証券投資信託契約（省略）

b. 指定参加者契約（省略）

c. 信託財産の株式貸付にかかる指図権限委託契約

株式貸付代理人への株式貸付にかかる指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

委託会社の概況

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

平成26年2月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金の額 2,435百万円

b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

ファンドは、主として日経225に採用されている銘柄の株式に投資することにより、日経225に高位に連動する投資成果を目指します。

日経225における指数構成全銘柄の株式を組み入れることを原則とします。

次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。

- ・日経225採用銘柄に異動があった場合
- ・日経225の除数の修正が行われた場合
- ・日経225の計算方法が変更された場合
- ・この投資信託における追加設定、交換が行われた場合

なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。

「iシェアーズ 日経225 ETF」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び「iシェアーズ 日経225 ETF」の取引に関して、一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

信託報酬の総額（消費税等相当額を含む。以下同じ。）は、ファンドの規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1836%（税抜年0.17%）の率を乗じて得た金額とし、委託会社および受託会社間の配分については、次のとおりとします。

	委託会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.1026% (税抜0.095%)	年0.081% (税抜0.075%)	年0.1836% (税抜0.17%)

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

<消費税が10%になった場合は、以下の通りとします。>

信託報酬の総額（消費税等相当額を含む。以下同じ。）は、ファンドの規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.187%（税抜年0.17%）の率を乗じて得た金額とし、委託会社および受託会社間の配分については、次のとおりとします。

	委託会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.1045% (税抜0.095%)	年0.0825% (税抜0.075%)	年0.1870% (税抜0.17%)

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁されます。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は信託財産中より支弁されます。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、信託報酬支払い時に信託財産中から支弁されます。

指定参加者は個別に定める交換に係る取次ぎ手数料（消費税等相当額を含む。）を徴することができるものとします。詳しくは、「(1) 申込手数料 <照会先>」までお問い合わせください。

交換請求者が委託会社に引渡すべき受益権の一部の振替受益権の抹消を行うことができない場合には、指定参加者は、当該指定参加者が交換請求の取次を行った交換請求者に対し、各指定参加者が個別に定める方法により、金銭の信託を設定するための金銭、その他受益権の振替受益権の抹消を行うことができないことに起因して発生する費用等を徴することができるものとします。

指定参加者は、受益権の買取りを行う場合、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

取得申込みの際に、指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。)が発行した株式が日経225構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者は、当該株式の時価総額に0.2%を乗じた額を、当該株式を当該指定参加者もしくは取得申込者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が日経225構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合に、指定参加者または交換請求者が受け取る受益権の時価評価額は、当該銘柄の時価から0.2%の率を乗じた額を控除したものとなります。

株式の貸付を行った場合、ファンドの収益となる品貸料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

個人の受益者に対する課税

a. 受益権の売却時

原則として、譲渡益につき20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

d．譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

a．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

b．収益分配金の受取り時

収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c．受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。詳細はお申込みの際にご確認ください。

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は、以下の通りに更新されます。

(1)【投資状況】

平成26年2月末現在

資産の種類	金額（円）	投資比率（％）
株式	88,865,355,750	99.36
内 日本	88,865,355,750	99.36
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	574,949,976	0.64
純資産総額	89,440,305,726	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）地域は発行通貨の国で区分しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成26年2月末現在

	銘柄	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)			
1	ファーストリテイリング	日本	小売業	235,000	38,528.05 9,054,093,680	35,050.00 8,236,750,000	9.21		
2	ソフトバンク	日本	情報・通信業	705,000	8,103.35 5,712,863,670	7,668.00 5,405,940,000	6.04		
3	ファナック	日本	電気機器	235,000	17,539.60 4,121,806,510	17,655.00 4,148,925,000	4.64		
4	KDDI	日本	情報・通信業	470,000	5,902.39 2,774,123,700	6,201.00 2,914,470,000	3.26		
5	京セラ	日本	電気機器	470,000	5,051.98 2,374,430,740	4,591.00 2,157,770,000	2.41		
6	本田技研	日本	輸送用機器	470,000	4,069.49 1,912,661,620	3,647.00 1,714,090,000	1.92		
7	アステラス製薬	日本	医薬品	235,000	5,820.43 1,367,802,950	6,594.00 1,549,590,000	1.73		
8	東京エレクトロン	日本	電気機器	235,000	5,257.99 1,235,628,480	5,842.00 1,372,870,000	1.53		
9	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	235,000	6,226.92 1,463,328,160	5,839.00 1,372,165,000	1.53		
10	ダイキン工業	日本	機械	235,000	5,873.04 1,380,165,950	5,837.00 1,371,695,000	1.53		
11	信越化学	日本	化学	235,000	6,057.65 1,423,549,180	5,758.00 1,353,130,000	1.51		
12	セコム	日本	サービス業	235,000	5,987.07 1,406,962,700	5,737.00 1,348,195,000	1.51		
13	デンソー	日本	輸送用機器	235,000	5,095.73 1,197,497,070	5,440.00 1,278,400,000	1.43		
14	武田薬品	日本	医薬品	235,000	4,791.62 1,126,032,090	4,872.00 1,144,920,000	1.28		
15	日東電工	日本	化学	235,000	5,239.89 1,231,375,072	4,755.00 1,117,425,000	1.25		
16	キヤノン	日本	電気機器	352,500	3,213.91 1,132,906,455	3,162.00 1,114,605,000	1.25		
17	TDK	日本	電気機器	235,000	4,525.17 1,063,415,980	4,390.00 1,031,650,000	1.15		
18	テルモ	日本	精密機器	235,000	4,954.19 1,164,236,210	4,335.00 1,018,725,000	1.14		
19	NTTデータ	日本	情報・通信業	235,000	3,643.69 856,267,320	4,205.00 988,175,000	1.10		
20	住友不動産	日本	不動産業	235,000	4,817.72 1,132,165,660	4,093.00 961,855,000	1.08		
21	エーザイ	日本	医薬品	235,000	3,993.72 938,526,130	3,970.00 932,950,000	1.04		
22	電通	日本	サービス業	235,000	3,956.41 929,756,790	3,825.00 898,875,000	1.00		
23	セブン&アイ・HLDGS	日本	小売業	235,000	3,936.81 925,152,490	3,813.00 896,055,000	1.00		
24	日揮	日本	建設業	235,000	3,844.29 903,408,380	3,763.00 884,305,000	0.99		
25	ブリヂストン	日本	ゴム製品	235,000	3,720.00 874,200,790	3,667.00 861,745,000	0.96		

	銘柄	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
26	オリンパス	日本	精密機器	235,000	3,159.39 742,458,070	3,530.00 829,550,000	0.93
27	花王	日本	化学	235,000	3,221.44 757,038,560	3,495.00 821,325,000	0.92
28	トレンドマイクロ	日本	情報・通信業	235,000	3,540.89 832,109,680	3,410.00 801,350,000	0.90
29	日本たばこ産業	日本	食料品	235,000	3,359.11 789,392,150	3,232.00 759,520,000	0.85
30	三井不動産	日本	不動産業	235,000	3,471.02 815,689,870	3,027.00 711,345,000	0.80

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

b. 種類別および業種別投資比率

平成26年2月末現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.11
	鉱業	0.14
	建設業	3.18
	食料品	4.21
	繊維製品	0.54
	パルプ・紙	0.30
	化学	6.93
	医薬品	6.56
	石油・石炭製品	0.40
	ゴム製品	1.22
	ガラス・土石製品	1.72
	鉄鋼	0.28
	非鉄金属	1.51
	金属製品	0.49
	機械	5.04
	電気機器	16.85
	輸送用機器	7.44
	精密機器	2.77
	その他製品	0.83
	電気・ガス業	0.32
	陸運業	2.26
	海運業	0.26
	空運業	0.06
	倉庫・運輸関連業	0.37
	情報・通信業	12.30
	卸売業	2.46
	小売業	11.62
	銀行業	1.26
	証券、商品先物取引業	0.71
	保険業	0.94
その他金融業	0.59	
不動産業	3.01	
サービス業	2.67	
合計		99.36

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成26年2月末現在

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪証券 取引所	日経225先物取引	買建	31	479,358,825	460,660,000	0.52

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年2月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額（円）	基準価額		市場価額（円）
		分配落（円）	分配付（円）	
第3計算期間 （平成16年8月9日）	4,572,728,072	10,866	10,980	10,780
第4計算期間 （平成17年8月9日）	2,254,071,059	11,871	11,928	11,940
第5計算期間 （平成18年8月9日）	4,867,639,841	15,643	15,721	15,680
第6計算期間 （平成19年8月9日）	6,175,995,872	17,169	17,288	17,310
第7計算期間 （平成20年8月9日）	4,733,764,811	13,160	13,322	13,150
第8計算期間 （平成21年8月9日）	4,779,034,414	10,436	10,571	10,460
第9計算期間 （平成22年8月9日）	3,209,511,689	9,547	9,711	9,510
第10計算期間 （平成23年8月9日）	4,773,160,012	8,934	9,069	9,030
第11計算期間 （平成24年8月9日）	7,711,355,433	9,000	9,138	8,990
第12期計算期間 （平成25年8月9日）	38,601,379,109	13,814	13,874	13,840
平成25年2月末現在	10,885,121,843	11,695	-	11,660
平成25年3月末現在	11,756,136,258	12,631	-	12,610
平成25年4月末現在	18,676,617,425	14,116	-	14,110
平成25年5月末現在	24,401,603,609	14,025	-	14,040
平成25年6月末現在	24,938,066,331	13,940	-	13,900
平成25年7月末現在	38,919,763,062	13,928	-	13,950
平成25年8月末現在	37,979,209,925	13,592	-	13,600
平成25年9月末現在	41,225,439,924	14,754	-	14,760
平成25年10月末現在	55,465,088,393	14,621	-	14,630
平成25年11月末現在	42,726,324,372	15,980	-	16,000
平成25年12月末現在	59,485,869,045	16,637	-	16,600
平成26年1月末現在	84,513,466,346	15,231	-	15,270
平成26年2月末現在	89,440,305,726	15,163	-	15,180

（注）市場価額とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合においては、直近日の終値を記載しています。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）	10口当たりの分配金（円）
第3計算期間	114	1,140
第4計算期間	57	570
第5計算期間	78	780
第6計算期間	119	1,190
第7計算期間	162	1,620
第8計算期間	135	1,350
第9計算期間	164	1,640
第10計算期間	135	1,350
第11計算期間	138	1,380
第12計算期間	60	600

【収益率の推移】

	基準価額の収益率の推移	市場価額の収益率の推移
	収益率（％）	収益率（％）
第3計算期間	17.8	18.5
第4計算期間	9.8	10.8
第5計算期間	32.4	31.3
第6計算期間	10.5	10.4
第7計算期間	22.4	24.0
第8計算期間	19.7	20.5
第9計算期間	6.9	9.1
第10計算期間	5.0	5.0
第11計算期間	2.3	0.4
第12計算期間	54.2	54.0
第13計算期間（中間）	6.9	6.6

（注1）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額。）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2）各計算期間の市場価額の収益率は、計算期間末の市場価額から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価額（以下「前期末市場価額」といいます。）を控除した額を、前期末市場価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

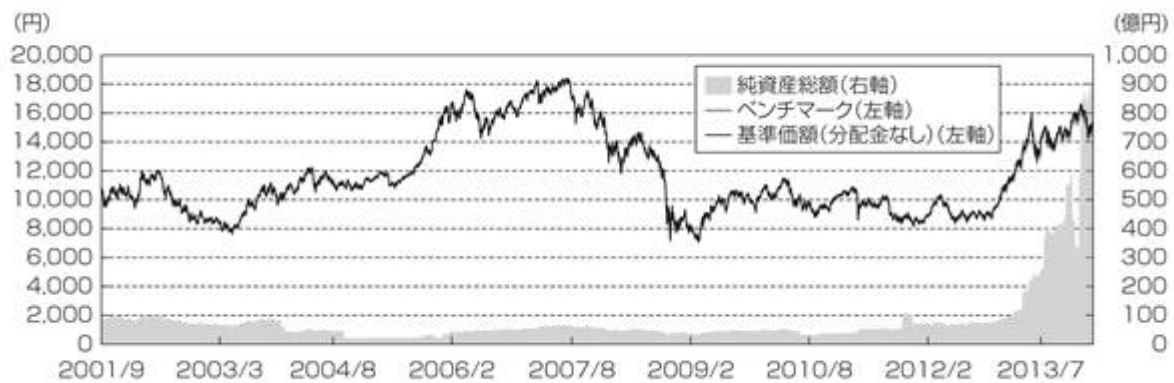
期 間	設定口数	解約口数
第3計算期間	23,992口	416,160口
第4計算期間	33口	231,000口
第5計算期間	217,938口	96,640口
第6計算期間	48,540口	-
第7計算期間	-	-
第8計算期間	98,240口	-
第9計算期間	-	121,770口
第10計算期間	222,780口	24,724口
第11計算期間	543,630口	866,180口
第12計算期間	1,962,320口	24,845口
第13期計算期間（中間期）	4,896,080口	1,816,665口

(注) 上記の数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報)

運用実績(2014年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

分配の推移

設定来累計		1,280円
第8期	2009年 8月	135円
第9期	2010年 8月	164円
第10期	2011年 8月	135円
第11期	2012年 8月	138円
第12期	2013年 8月	60円

※分配金は税引前、1口当たり

主要な資産の状況

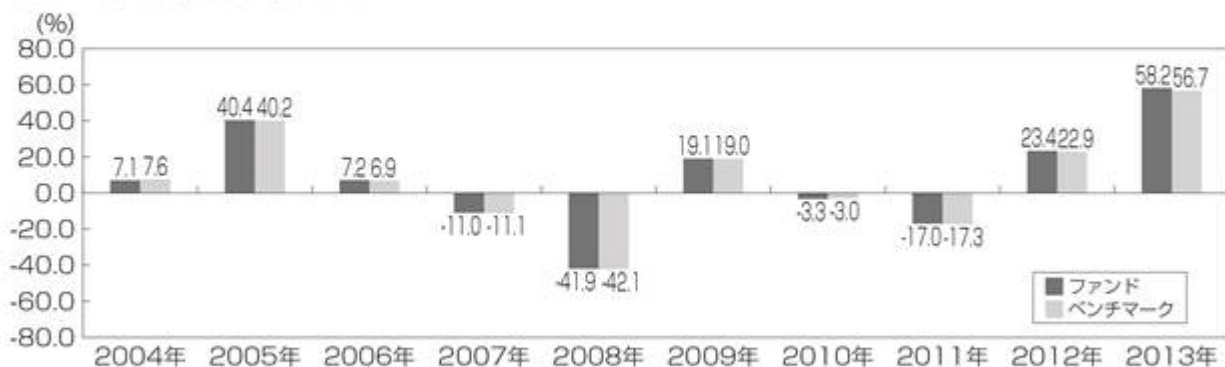
組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	業種	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	9.2
2	ソフトバンク	情報・通信業	6.0
3	ファナック	電気機器	4.6
4	KDDI	情報・通信業	3.3
5	京セラ	電気機器	2.4
6	本田技研	輸送用機器	1.9
7	アステラス製薬	医薬品	1.7
8	東京エレクトロン	電気機器	1.5
9	トヨタ自動車	輸送用機器	1.5
10	ダイキン工業	機械	1.5

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、基準価額(分配金なし)をもとに算出しております。

※過去10年間の年間収益率の推移です。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

～ （省略）

の規定にかかわらず、委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日

（以下省略）

<訂正後>

～ （省略）

の規定にかかわらず、委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前および前営業日

（以下省略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（省略）

受益権と信託財産に属する株式との交換

a. ～ c. （省略）

d. 委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日

（以下省略）

<訂正後>

（省略）

受益権と信託財産に属する株式との交換

a. ～ c. （省略）

d. 委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前および前営業日

(以下省略)

3【資産管理等の概要】

(4)【計算期間】

<訂正前>

当ファンドの計算期間は、毎年8月10日から翌年8月9日までとすることを原則とします。また、最終計算期間の終了日は前記(3)信託期間に定める信託期間の終了日とします。

<訂正後>

当ファンドの計算期間は、毎年2月10日から8月9日までおよび8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。また、最終計算期間の終了日は前記(3)信託期間に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

<訂正前>

~ (省略)

関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」にかかる有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

委託会社と指定参加者との間で締結する「指定参加者契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

(省略)

<訂正後>

～ （省略）

関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」にかかる有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

委託会社と指定参加者との間で締結する「指定参加者契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

（省略）

3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載が追加されます。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 平成25年11月9日をもって、ファンドの名称を「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」に変更いたしました。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年8月10日から平成26年2月9日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

iシェアーズ日経225 ETF

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (平成26年2月9日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	470,878,354
株式	86,229,538,200
未収入金	12,135,384
未収配当金	63,800,600
未収利息	774
前払金	29,810,000
差入委託証拠金	28,520,000
流動資産合計	86,834,683,312
資産合計	86,834,683,312
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	29,858,825
未払金	8,755,352
未払受託者報酬	20,566,166
未払委託者報酬	26,050,502
その他未払費用	336,000
流動負債合計	85,566,845
負債合計	85,566,845
純資産の部	
元本等	
元本	61,145,019,210
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	25,604,097,257
（分配準備積立金）	694,421
元本等合計	86,749,116,467
純資産合計	86,749,116,467
負債純資産合計	86,834,683,312

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成25年 8 月10日 至 平成26年 2 月 9 日)
営業収益	
受取配当金	323,266,400
受取利息	47,930
有価証券売買等損益	1,277,453,875
派生商品取引等損益	5,633,250
その他収益	80,016
営業収益合計	959,692,779
営業費用	
受託者報酬	20,566,166
委託者報酬	26,050,502
その他費用	1,042,375
営業費用合計	47,659,043
営業利益又は営業損失（ ）	1,007,351,822
経常利益又は経常損失（ ）	1,007,351,822
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,007,351,822
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,513,070,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,905,872,280
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,905,872,280
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,807,493,250
中間一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,807,493,250
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	25,604,097,257

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する中間計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

３ 収益及び費用の計上基準

(1) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(2) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成26年2月9日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	5,873,681口
2 1口当たり純資産額	14,769円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (平成26年2月9日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (平成26年2月9日現在)
期首元本額	29,088,309,060円
期中追加設定元本額	50,968,192,800円
期中交換元本額	18,911,482,650円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	当中間計算期間末(平成26年2月9日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1年超 (円)		
市場取引	株価指数 先物取引 買建	479,310,000	-	449,500,000	29,810,000
	合計	479,310,000	-	449,500,000	29,810,000

(注) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

2【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」は、以下の通り更新されます。

iシェア - ズ日経225ETF (平成26年2月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	89,927,914,295円
負債総額	487,608,569円
純資産総額(-)	88,440,305,726円
発行済数量	5,898,661円
1口当たり純資産額(/)	15,163円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

2 【事業の内容及び営業の概況】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年2月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	52本	261,849百万円
	単位型株式投資信託	2本	13.315百万円
私募投資信託		76本	2,400.390百万円
合計		130本	2,675,554百万円

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の末尾に、以下の記載が追加されます。

【中間財務諸表】

1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	8,656
立替金		2
前払費用		124
未収入金		29
未収委託者報酬		1,117
未収運用受託報酬		3,030
未収収益		634
繰延税金資産		751
その他流動資産		2
流動資産計		14,350
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,607
器具備品	1	433
有形固定資産計		2,040
無形固定資産		
ソフトウェア		8
のれん		1,265
クライアント・リレーションシップ資産		613
その他の無形固定資産		3
無形固定資産計		1,891
投資その他の資産		
投資有価証券		823
長期差入保証金		969
前払年金費用		183
長期前払費用		38
長期未収入金		158
投資その他の資産計		2,175
固定資産計		6,106
資産合計		20,457

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成25年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	58
未払収益分配金	1
未払償還金	75
未払手数料	386
その他未払金	12
未払費用	985
未払消費税等	77
未払法人税等	692
賞与引当金	1,110
役員賞与引当金	73
早期退職慰労引当金	26
流動負債計	3,498
固定負債	
長期借入金	2,737
資産除去債務	246
繰延税金負債	69
固定負債計	3,053
負債合計	6,552
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,955
利益剰余金合計	5,292
株主資本合計	13,890
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	14
評価・換算差額等合計	14
純資産合計	13,904
負債・純資産合計	20,457

[次へ](#)

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,352
運用受託報酬	3,639
その他営業収益	3,461
営業収益計	9,453
営業費用	
支払手数料	789
広告宣伝費	113
調査費	
調査費	162
委託調査費	1,819
調査費計	1,981
委託計算費	53
営業雑経費	
通信費	29
印刷費	37
諸会費	11
営業雑経費計	78
営業費用計	3,016
一般管理費	
給料	
役員報酬	120
給料・手当	1,571
賞与	807
給料計	2,499
退職給付費用	113
福利厚生費	309
事務委託費	612
交際費	16
寄付金	3
旅費交通費	94
租税公課	42
不動産賃借料	350
水道光熱費	49
固定資産減価償却費	1
のれん償却額	1
クライアント・リレーションシップ資産償却費	1
資産除去債務利息費用	1
諸経費	163
一般管理費計	4,861
営業利益	1,575

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業外収益	
為替差益	84
雑益	0
営業外収益計	85
営業外費用	
支払利息	49
雑損	26
営業外費用計	75
経常利益	1,585
特別損失	
特別退職金	18
特別損失計	18
税引前中間純利益	1,566
法人税、住民税及び事業税	669
法人税等調整額	69
中間純利益	827

[前へ](#)[次へ](#)

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,435
当中間期末残高	2,435
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,316
当中間期末残高	2,316
その他資本剰余金	
当期首残高	3,846
当中間期末残高	3,846
資本剰余金合計	
当期首残高	6,162
当中間期末残高	6,162
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	336
当中間期末残高	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	4,128
当中間期変動額	
中間純利益	827
当中間期変動額合計	827
当中間期末残高	4,955
利益剰余金合計	
当期首残高	4,464
当中間期変動額	
中間純利益	827
当中間期変動額合計	827
当中間期末残高	5,292
株主資本合計	
当期首残高	13,062
当中間期変動額	
中間純利益	827
当中間期変動額合計	827
当中間期末残高	13,890

(単位：百万円)

	中間会計期間	
	(自 平成25年4月1日	
	至 平成25年9月30日)	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		14
当中間期変動額合計		14
当中間期末残高		14
評価・換算差額等合計		
当期首残高		-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		14
当中間期変動額合計		14
当中間期末残高		14
純資産合計		
当期首残高		13,062
当中間期変動額		
中間純利益		827
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		14
当中間期変動額合計		842
当中間期末残高		13,904

(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。 (2) 無形固定資産 ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（9年）に基づく定額法によっております。

項 目	中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	690百万円
器具備品	710百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	131百万円
無形固定資産	473百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158			10,158
合計	10,158			10,158
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については短期的な預金等及び投資信託に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。</p> <p>投資有価証券は投資信託であり、市場リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当ブラックロック・グループ内の規程に従って投資額を決定し、月次でその時価を把握し保有状況を管理する体制をしいております。</p> <p>営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。</p> <p>長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。</p> <p>営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。</p>

中間会計期間
自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金・預金	8,656	8,656	-
立替金	2	2	-
未収入金	29	29	-
未収委託者報酬	1,117	1,117	-
未収運用受託報酬	3,030	3,030	-
未収収益	634	634	-
投資有価証券	823	823	-
長期差入保証金	969	943	(26)
長期未収入金	158	158	-
預り金	(58)	(58)	-
未払収益分配金	(1)	(1)	-
未払償還金	(75)	(75)	-
未払手数料	(386)	(386)	-
その他未払金	(12)	(12)	-
未払費用	(985)	(985)	-
未払消費税等	(77)	(77)	-
未払法人税等	(692)	(692)	-
長期借入金	(2,737)	(3,075)	(338)

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しています。

(注)

1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、立替金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

これら投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっています。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

長期未収入金

長期未収入金の時価については、中間会計期間末時点の回収見込額等により算定しています。

預り金、未払収益分配金、未払償還金、未払手数料、その他未払金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

(有価証券関係)

中間会計期間
自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日

その他有価証券

平成25年9月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	734	710	24
小計	734	710	24
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	89	90	0
小計	89	90	0
合計	823	800	23

(資産除去債務関係)

中間会計期間
自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	244	百万円
時の経過による調整額	1	
期末残高	<u>246</u>	百万円

(セグメント情報等)

中間会計期間				
自 平成25年4月 1日				
至 平成25年9月30日				
1. セグメント情報				
当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
2. 関連情報				
製品及びサービスに関する情報				
(単位：百万円)				
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,352	3,639	3,461	9,453
地域に関する情報				
(1) 売上高				
(単位：百万円)				
日本	北米	その他	合計	
5,913	2,865	675	9,453	
(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。				
主要な顧客に関する情報				
政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。				
(単位：百万円)				
相手先	営業収益	関連する セグメント名		
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	1,148	投資運用業		

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間	
自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日	
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

		中間会計期間
		自 平成25年4月 1日
		至 平成25年9月30日
1株当たり純資産額		1,368,845円45銭
1株当たり中間純利益		81,489円85銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>		
<p>1株当たり中間純利益の算定上の基礎</p>		
損益計算書上の中間純利益		827百万円
<p>1株当たり中間純利益の算定に</p>		
用いられた普通株式に係る中間純利益		827百万円
期中平均株式数		10,158株

(重要な後発事象)

取得による企業結合		
(1) 企業結合の概要		
相手企業の名称及びその事業内容		
相手企業の名称：MGPA Japan LLC		
取得した事業の内容：国際プライベート・エクイティ不動産投資顧問業		
企業結合を行った理由		
不動産投資顧問事業を当社の運用ラインアップに加えることにより、当社の収益源をより多様化させることを目的としております。		
企業結合日		
平成25年10月5日		
企業結合の法的形式		
事業譲受		
結合後企業の名称		
ブラックロック・ジャパン株式会社		
取得企業を決定するに至った主な根拠		
対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業としております。		
(2) 取得した事業の取得原価及びその内訳		
取得の対価	現金	398百万円
取得に直接要した費用	弁護士費用等	67百万円
取得原価（注）		466百万円
（注）当該取得原価は調整される可能性があります。		
(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間		
現時点では確定していません。		
(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳		
流動資産		8百万円
固定資産		107百万円
資産合計		116百万円
流動負債		73百万円
負債合計		73百万円

[前へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
<再信託受託会社の概要> 資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000百万円	
<再信託の目的> 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。		

(2) 指定参加者

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
J P モルガン証券株式会社	50,275百万円 ^{*1}	
シティグループ証券株式会社	192,900百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	62,149百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
U B S証券株式会社	74,450百万円 ^{*2}	
B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円	
パークレイズ証券株式会社	32,945百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
イービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,000百万円 ^{*1}	
大和証券株式会社	100,000百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	

* 1 J P モルガン証券株式会社およびイービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社の資本金の額は、平成24年9月30日現在のものです。

* 2 U B S証券株式会社の資本金の額は、平成25年7月1日現在のものです。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ。
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・資本金の額 : 1,500,000米ドル(円貨換算額^{*} 141百万円、平成25年3月末現在)
*米ドルの円換算は、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=94.05円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドの受託会社は信託事務の一部を当ファンドの再信託受託会社に委託しています。

(2) 指定参加者

ファンドの指定参加者として、募集の取扱いおよび販売を行い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定参加者

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月26日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ 日経225 ETF（旧ファンド名 iシェアーズ日経225）の平成25年8月10日から平成26年2月9日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、iシェアーズ 日経225 ETF（旧ファンド名 iシェアーズ日経225）の平成26年2月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年8月10日から平成26年2月9日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川本修司 印
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 若林亜希 印
--------------------	--------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星	知	子	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若	林	亜	希	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[前へ](#)